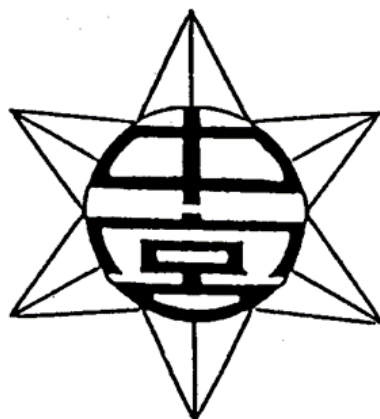


危機管理マニュアル



枚方市立中宮中学校

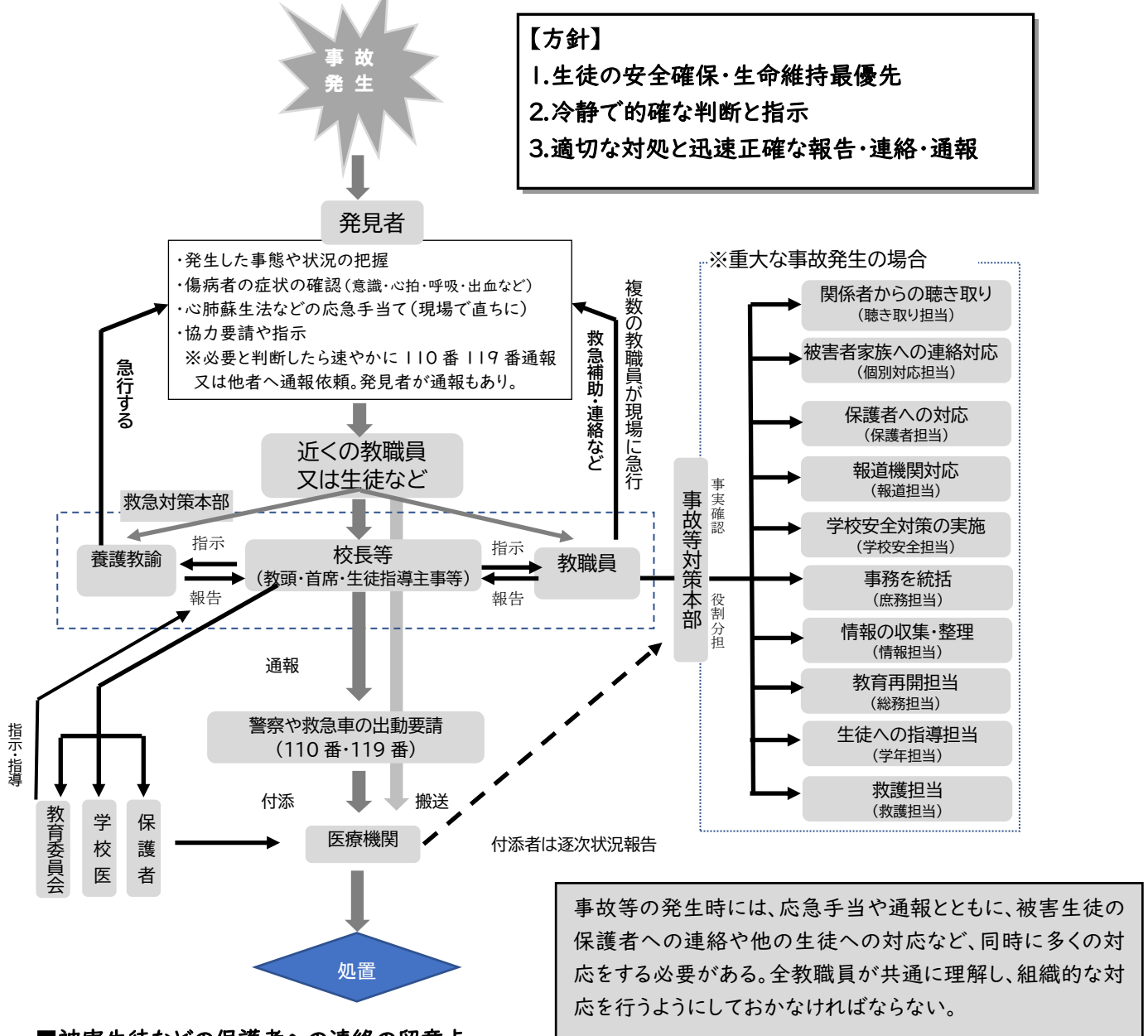
令和6年4月（改定）

1. 事故発生時の対応の基本

(1) 事故発生直後の迅速な対応

事故などによる傷病者を発見した際には、第一発見者は、被害生徒の症状を確認し、近くにいる教職員や生徒等に応援を要請するとともに、被害生徒の状況に応じて、速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当てを行い、症状が重篤にならないようにする。

① 事故発生時の対処、救急及び緊急連絡体制



■ 被害生徒などの保護者への連絡の留意点

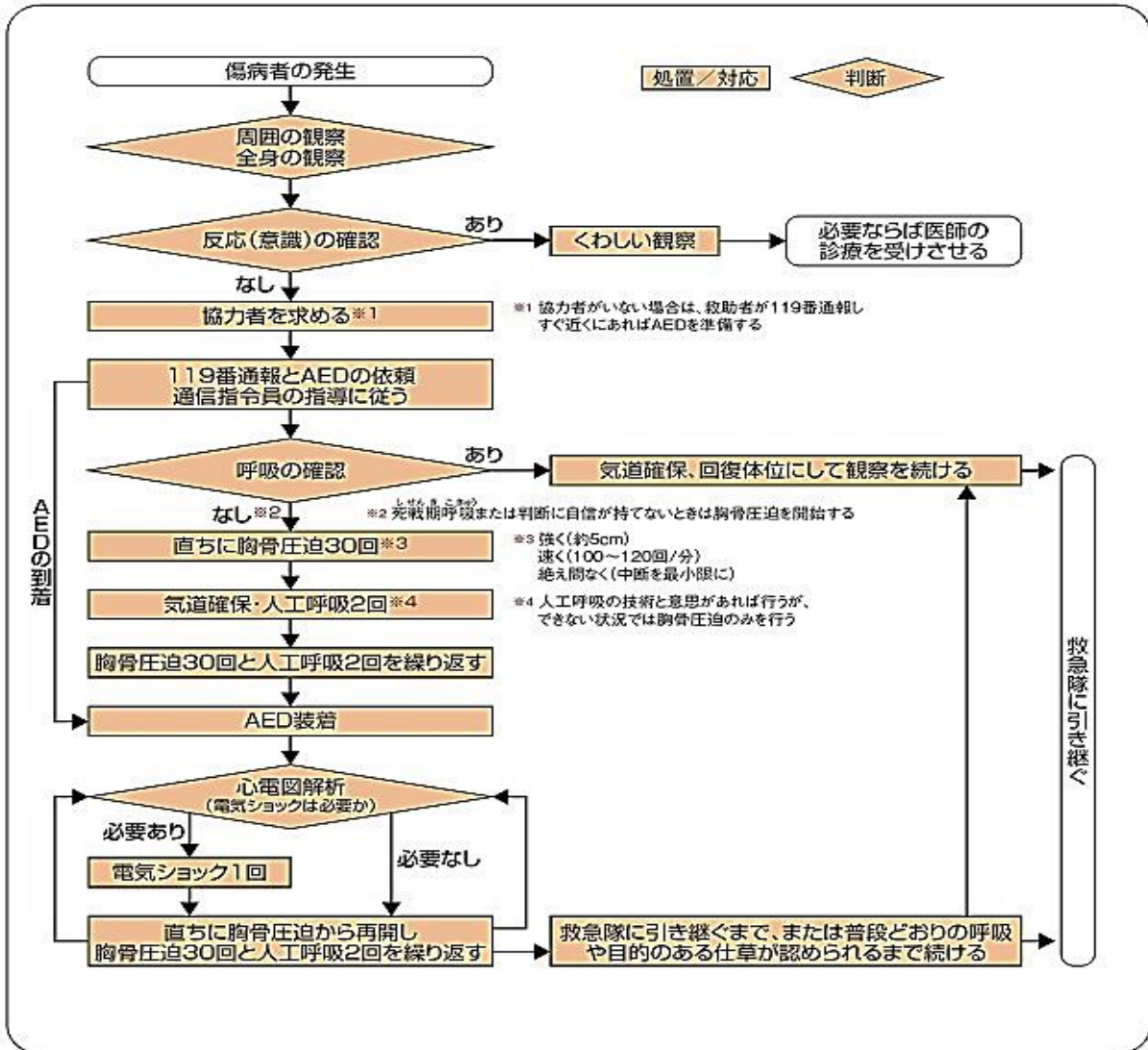
- ・第1報・・・被害生徒などの保護者に対し、事故などの発生を可能な限り早く連絡する。
この時、事故などの概況、けがの程度など最低限必要な情報を整理した上で連絡する。
 - ・第2報・・・被害の詳細や搬送先の医療機関など、ある程度の情報が整理できた段階で、2度目の連絡をする。以後、正確かつ迅速な連絡に努める。
- ※緊急の連絡方法は複数確保しておく。搬送車や搬送先は必ず記録する。

■ 発生した事案によって発生直後の対応や留意すべき点が異なる。様々な事案に対応できるようにすることが必要である。

②応急手当てを実施する際の留意点

突然倒れた場合などは、「119番」に通報し救急車が到着するまでの間、その場で心肺蘇生などの一次救命処置が求められる。事故の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、迅速に行動する。

- ・生徒の生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも救命処置を優先させ迅速に対応する。
- ・教職員は、事故等の状況や被害生徒の様子に動揺せず、また他の生徒の不安を軽減するよう対応する。
- ・応急手当てを優先しつつも、事故の発生状況や事故発生後の対応及びその結果について、適宜メモを残すことを心がけ、対応が一段落した時点でメモを整理する。(応援に駆けつけた教職員に対し、記録担当の役割を指示する。)



救急車を手配するために119番通報をすると、消防の通知司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷った場合や、胸骨圧迫のやり方がわからない場合は、119番通報をした際に電話を切らずに、指示を仰ぐようにする。

【死戦期呼吸】

心配停止が起こった直後には、「死戦期呼吸」(しゃくり上げるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと)と呼ばれる呼吸が見られることもあるが、これは**正常な呼吸ではない**。

救命処置においては、意識や呼吸の有無が「わからない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも留意して、意識や呼吸がない場合の対応として、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する必要がある。

(2) 登下校時および校外活動時における事故発生時の留意点

登下校時や、学校外での学習時や部活動等における事故の場合も適切に対応できるよう、教職員体制が通常と異なる場合の役割分担、教職員間の連絡体制や保護者・関係機関等との緊急連絡体制を状況に応じて整える。また、対応の経過について、時系列に整理するなどの確に記録する。

① 登下校時に事故が発生した場合の対応

【状況把握】・・・事故等が発生した場合、複数の教職員が発生場所及び周辺に向かい、事故の状況を把握する。また、関係した生徒等の安否を確認し、必要な対応をする。

- 負傷者等がいる場合には、応急手当を行うとともに、学校・保護者へ状況を連絡する。また、必要に応じて救急車の要請や警察・医療機関等への連絡を行う。
- 学校では、管理職などを中心に、対策本部を組織し、事故発生場所に急行した教職員からの報告等をもとに、対応を判断する。現地の教職員から保護者への連絡状況を把握し、連携して対応を進める。

【対応決定】・・・事故発生状況を踏まえて、学校の対応について被害生徒の保護者に連絡し、了解を受けた上で、生徒、保護者そして地域に対して説明し理解と協力を求める。

② 校外活動時に事故などが発生した場合の留意点

【状況確認】・・・生徒の活動状況を確認するとともに、活動場所に教職員が急行し、生徒の安否を確認。

- グループ活動中の事故については、引率教職員で分担して生徒と連絡を取り合うなどしながら、可能な限り活動場所に向かって、生徒の安否を確認する。
- 負傷者がいる場合は、応急手当を行うとともに、学校、保護者へ状況を報告する。また、必要に応じて救急車の要請や警察・医療機関への連絡を行う。

【対応決定】・・・事故の発生状況や交通機関の状況等を確認した上で、集合や帰校、下校の仕方を決定。

- 安全を確保できる場所に避難する。事故の内容、規模によっては教育委員会や警察などの関係機関から情報を収集し、事故などの状況を把握するとともに、安全な集合場所や移動方法について助言を受ける。
- 現況および学校の対応など(どのように帰宅するのかなど)について保護者に連絡し、理解と協力を求める。

③ 活動時に事故などが発生した場合の留意点

部活動の試合会場での事故に際しては、主催者、会場校の責任者と連携して生徒の安否確認をし、負傷者に対しては、応急手当を行う。必要に応じて救急車の要請、警察・医療機関への連絡を行う。

- 現況および学校の対応など(どのように帰宅するのかなど)について保護者に連絡し、理解と協力を求める。
- 学校(休日の場合は管理職へ直接)に連絡し、事故の状況と対応について報告する。

(事前の対策)

- 校外での活動を行う際、特に、学校が所在する地域の環境条件と異なる場所へ行き活動する場合は、事前に現地の状況や気象情報などを十分に把握する。
- 悪天候などで活動を変更又は中止する場合を想定し、事前に代案を決めておくとともに、活動中は気象情報に気を配る。状況判断は、生徒の安全を最優先に行い、決して無理をしない。
- グループに分かれて活動する場合や生徒が教職員から離れて活動する場合などは、生徒から教職員への報告体制や学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制を整備しておく。
- 校外でマラソン大会を行う場合や部活動で遠征する場合など、AEDを使用することが考えられる場合は、事前に設置箇所を確認し、必要に応じて活動場所に持参する。また、使用方法等について教職員間で確認する。

枚方市立中宮中学校防災計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、中宮中学校における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災・震災・その他の災害の予防及び人命の安全ならびに災害の防止を図る。

(適用範囲)

第2条 この計画は、枚方市立中宮中学校の職員・生徒ならびに来校者のすべてに適用するものとする。

(防火管理者の権限及び業務)

第3条 防火管理者は、この計画について一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消防・通報・避難及び誘導訓練の実施
- (3) 建築物・火気使用施設器具・危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用または取扱いに関する指導監督
- (6) 収容人員の管理
- (7) 管理権限者に対する助言及び報告ならびにその他防火管理上必要な業務

(消防機関への報告・連絡)

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告・届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出(改正の都度)
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請
- (5) 教育訓練指導の要請
- (6) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

(予防管理組織)

第5条 火災予防の徹底を期するため、防火管理者の下に防火担当責任者を置き、その任務は予防管理組織表に定める。

(火災予防上の遵守事項)

第6条 火災予防のため、すべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後に必ず点検し、安全を確認すること。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと。
- (3) 廊下・階段通路出入口等その他避難のために使用する施設には、避難の妨害となる施設又は物品を置かないこと。
- (4) 建物内で工事を行う者は、火気管理等について防火管理者の指示を受けて行うこと。

(建物等の自主検査)

第7条 防火管理者及び火元責任者は、建物、火気使用設備器具、危険物施設等について検査を実施するものとする。

(点検検査の結果の記録と報告)

第8条 点検検査を実施した点検資格者及び点検検査員は、その結果を別記の消防設備等維持点検記録簿に記録するとともに、消防用設備等の点検結果を1年(非特定防火対象物は、3年)に1回枚方消防署長に報告するものとする。

(自衛消防の組織と任務分担)

第9条 枚方市立中宮中学校の自衛消防組織として、自衛消防隊を編成する。(別添付)

(震災予防措置)

第10条 地震時の災害の発生を予防するため前第6・7条に定めることと併せて次のことを行うものとする。

- (1) 工作物、物品の落下、倒壊の防止措置を図る。
- (2) 避難上障害となる物件を置かない。
- (3) 火気使用器具の転倒落下防止及び地震等により作動する安全装置の点検
- (4) 危険物品の転倒落下防止等の措置

(防災教育の実施)

第11条 防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

- (1) 防災計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項
- (3) 防火管理に対する職員各自の任務及び責任の周知徹底
- (4) 安全な作業等に関する基本事項
- (5) 震災対策に関する事項
- (6) その他防災予防上必要な事項

(訓練)

第12条 防火管理者は、次により訓練を行うものとする。

月	行事	月	行事
4	オリエンテーション	8	防火施設点検整備
5	防火施設点検整備 総合防災訓練	9	880万人防災訓練
		12	防火施設点検整備
7	電気設備点検	3	地震避難訓練

(訓練の実施報告)

第13条 防火管理者は、前条の自衛消防訓練を実施する場合は、「自衛消防訓練通知書」により枚方消防署長に通知するものとする。

(附則)

この計画は、令和4年4月1日より施行する。

防火担当責任者

		担当場所	担当者	担当場所	担当者	担当場所	担当者
管理棟	1階	校長室	校長	図書室	司書教諭	放送室	視聴覚担当
		職員室・事務室	教頭	印刷室	事務職員	校務員室	校務員
		保健室	保健主事	男子更衣室	事務職員	給湯室	校務員
		相談室	生徒指導主事	女子更衣室	事務職員	管理人室	施設管理人
	2階	生徒会室	生徒会担当	理科室2	理科主任	調理室	家庭科主任
		理科室I	理科主任	理科準備室2	理科主任	家庭科準備室	家庭科主任
		理科準備室I	理科主任	被服室	家庭科主任		
	3階	和室	茶華道部顧問	音楽準備室	音楽科主任	美術室2	美術科主任
		PTA会議室	首席	音楽室2	音楽科主任	美術準備室	美術科主任
		音楽室I	音楽主任	美術室I	美術科主任		
技術棟		木工室	技術科主任	金工室	技術科主任	技術準備室	技術科主任
		I階倉庫	技術科主任	2階倉庫	技術科主任		
南教室棟	1階	普通教室	各担任	英語教室	英語科主任	教育支援ルーム	生徒指導主事
		支援教室	各担任	通級指導教室	通級担当		
	2階	普通教室	各担任	視聴覚室	視聴覚担当	営繕室	環境整備担当
		コンピュータ室	情報担当者	コンピュータ準備室	情報担当者		
	3階	普通教室	各担任	英語教室東側	英語科主任	国語教室	国語科主任
		多目的教室	3年主任				
北教室棟	1階	卓球部	卓球部顧問	放課後自習教室	学力向上担当	配膳室	給食担当
	2・3階	普通教室	各担任	英語教室	英語科主任	数学教室	数学科主任
その他		体育館	体育科主任	プール	体育科主任		

警備体制について

通常時の警備体制(門の管理)について

1. 登校時

(1) 登校時は正門を開放する。(8時15分～8時30分)

この時間より前に登校した生徒は通用門を使用する。

(2) 裏門は常時閉鎖・施錠する。

(3) 生徒へは登校時刻等について、次の点を指導する。

・通常の授業時は、8時25分までに登校すること。

・8時40分後に登校した場合は、職員室へ行って報告すること。

・遅刻する場合は学校に電話連絡すること。

(4) 登校指導(8時15分～8時30分)

・正門で生徒の登校を見守る。教職員から挨拶・声かけを心がける。

・生徒の安全に十分配慮する。

2. 授業時・休憩時

(1) 正門及び正門横の通用門は常時閉門する。

(2) すべての来校者は校門のインターホンにて職員室に来校を告げるよう掲示する。

(3) 来校者は、通用門から入り、職員室にて受付をするよう伝える。

(4) 車による来校者は、正門を開けて入った上、再び閉門するように依頼する。

(5) 来校者は職員室にて受付をし、用件確認と、受付簿の記入・来校者証の着用を依頼する。

※来校者に対しては、正門横に案内のため掲示あり。

3. 下校時、放課後

(1) 生徒の下校に際には、正門横の通用門から下校させる。

(2) 下校時間(17時、クラブ延長時は18時)を厳守するよう指導する。

(3) 来校者については、授業時と同様。

来校者等の受付について

1. 遅刻した生徒が登校した場合

- (1) 授業開始後に登校した場合は、職員室に来てから教室に行くよう指導する。
- (2) 職員室にいる職員が学年・組・名前・遅刻理由を確認し、「遅刻カード」に記入する。これを持って教室に行き、教科担当職員に渡させるものとする。
- (3) 体調が悪いようであれば、大丈夫かどうか、十分確認した上、授業に行かせる。

2. 来校者の場合

- (1) 正門に「ご来校された皆様は、インターホンで来校を告げた上、職員室で受付をお願いいたします。」と掲示する。
- (2) 職員室に訪れた来校者に名前と用件を確認する。
- (3) 来校者名簿への記入を確認した上で、来校者証の着用を依頼する。(卒業生も同様)
- (4) 必要に応じて、訪問場所に案内するなど対応する。
- (5) 様子が不審な場合は、すぐに校長または教頭等に連絡し、複数で対応する。

校内での来校者の対応について

1. 来校者を見かけた場合

<来校者証を着用している場合>

- (1) あいさつと声かけ
「どちらへご用ですか?」「場所はおわかりですか?」
- (2) 挙動不審の場合には、職員室まで案内する。
「ご用件をお聞きますのでこちらへお越してください。」
- (3) 案内を拒否した場合には、退去を求める。
「申し訳ございませんが、ご用がなければお引き取りいただけますか。」

<来校者証を着用していない場合>

- (1) 「恐れ入りますが、受付はお済みでしょうか?」と、声をかける。
- (2) 職員室まで案内して用件を尋ね、来校者名簿へ記入の上、来校者証を着用してもらう。
- (3) 案内を拒否した場合には、退去を求める。
「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」

<不審者かどうか見分けるポイント>

- ①来校者証をつけているか。
- ②声をかけて用件を尋ねる。
 - ・正当な用件が答えられるか。
 - ・保護者なら生徒の学年・組・氏名が答えられるか。
 - ・教職員に用事の場合は、氏名・学年・教科が答えられるか。
- ③不自然な場所に立ち入っていないか。
- ④凶器や不審な物を持っていないか。
- ⑤不自然な行動や暴力的な言動が見られないか。

2. 職員室に案内する場合

(1) 案内に際しては、

- ・相手の挙動・持ち物等をよく観察する。
- ・相手との距離を1.5m以上確保し、前に立って歩かない。
- ・相手を興奮させないように落ち着いて対応する。
- ・できれば案内の途中で他の教職員へ連絡する。

(2) 職員室では複数の職員で対応し、来校者名簿へ記入の上、来校者証を着用してもらい、用事のある場所まで案内する。

(3) 来校者名簿への記入・来校者証の着用を拒否した場合、用件のない場合は退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」

3. 退去を求めた場合

(1) 退去した場合は、これを確認し、再度侵入しないよう監視する。

(2) 職員室で退去を拒否した場合は、校長室に案内する。

- ・複数の職員で対応する。
- ・不審者を奥に案内し、対応者は入り口近くに位置し、すぐ避難できるよう入り口の扉は開放しておく。
- ・危害を加える恐れがないと判断する場合には、再度退去するよう説得する。

(3) 再度の退去勧告に応じない場合は、侵入者と判断する。

避難と待機についての原則

1. 侵入者があった場合の原則

侵入者があった場合は、原則として状況が判明するまで、生徒を教室で待機させ、教職員が保護する。その後、放送により避難等を指示する。

2. 生徒を教室に待機させる場合(職員室、中庭、運動場等に侵入時)

- (1) 教室の窓、扉を閉める。生徒の人数確認後は施錠する。
- (2) 教室扉(前後とも)付近に机を並べる。
- (3) 教室内では生徒を出入り口から遠ざけておく。
- (4) 教職員は防衛できるような道具(イス等)を持ち、侵入に備える。
- (5) 放送の指示が聞こえるよう静かに待機させ、絶対に動かさない。
- (6) 放送の指示があれば、指示に従い避難する。 体育館(原則)または運動場

3. 教室以外の安全な場所に緊急に避難させる場合(教室等に侵入時)

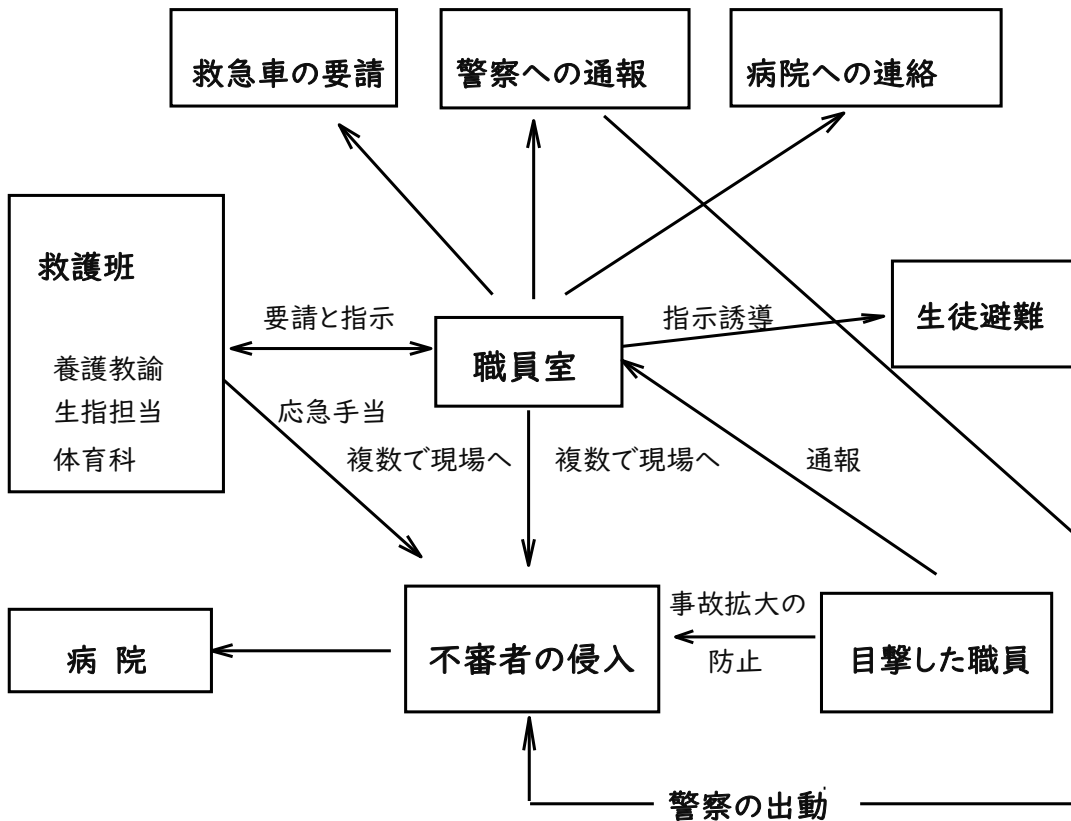
(近くに侵入者がおり、緊急に生徒の安全を確保するとき)

- (1) 侵入者から遠い方の階段・出入り口を使い、生徒を避難させる。
- (2) 避難場所は、状況によってより安全なところを選び、誘導する。
 - ・侵入者が近づいてきて危険な場合は、物を投げつけたり、防衛できるような物を用いたりして、生徒が避難できるような時間を稼ぐ。
 - ・避難する際、隣接する教室等にも大声で危険を知らせ、避難を促す。

4. 休憩時間等に生徒が不審者を発見した場合の指示

- (1) 来校証カードを着用していなかったり、危険な物を持っていたりする人を見かけたら、すぐにその人から遠くへ離れなさい。
- (2) できれば、先生の居そうな場所(職員室等)に逃げ、先生に知らせなさい。
- (3) 刃物等を持っている場合は、近くの火災報知器を鳴らなさい。
- (4) 「教室に入りなさい」という放送があった場合は、すぐに教室に入りなさい。

校内危機管理マニュアル(不審者の侵入)



- ◎ 不審者の侵入を目撃したら直ちに職員室へ通報する。
(状況の把握・凶器等の確認)
- ◎ 現場へは必ず複数で急行する。
- ◎ 警察に通報(状況による)
- ◎ 生徒の安全確保のため、避難の指示および誘導
- ◎ 不審者の身柄確保

侵入者発生の対応

職員室(対策本部)	生徒の安全確保	侵入者対応	救急救護
校長 教頭 主事 生徒指導主事	授業中:教科担任 休み時間等:学級担任	授業中:空き時間の職員 休み時間等:副担任	授業中:養護教諭 空き時間の職員 休み時間等:副担任
<ul style="list-style-type: none"> ・校長:全体の状況把握、指揮直ちに110番(119番)通報を指示 避難等の判断・指示 ・教頭:教育委員会に連絡 緊急放送1 <li style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">「業務連絡です。～(場所)です。業務連絡です。～(場所)です。」 ・主事:110(119番)通報 ・生徒指導主事:情報集約 <li style="text-align: center;">↓ ・教頭:緊急放送2 <li style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">全校体育館(原則)または運動場へ避難・侵入者取り押さえにより警戒解除等、状況に応じて指示をする。 ・保護者および関係諸機関への連絡・対応 ・報道機関への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として生徒を教室に入れ、留める。人員・負傷等の確認。→集約:各学年主任 →本部に報告 ・生徒を緊急に避難させる必要のある場合は、放送の指示または学級担任・教科担任の判断で侵入者から遠い階段・非常口を使用し、避難する。(本部への連絡) ・校外に逃げた生徒がいる可能性もあるので、情報収集。 ・教室で待機し、放送での指示を待つ。 ・指示に従って行動する。 ・体育館(運動場)避難の場合は所定の避難経路を使用し速やかに移動し、人員確認。 →本部に報告 	<p><発見者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す、火災報知器を鳴らす等により、周囲に危険を知らせる。 ・生徒または職員に指示し、職員室へ連絡する。 ・周囲に人がいず、火災報知器もない時は、いったん職員室に戻り複数で対応する。 ・近くに生徒がいる場合はすぐ遠ざかるよう指示し、生徒の安全を図る。 ・負傷した生徒がいる場合は、侵入者に注意しながら状況確認する。 ・侵入者を注視。凶器等で攻撃を仕掛けてきそうな時は距離を置きながら机・椅子・ほうき等身近な道具を使い、生徒や自分自身に危害を加えられないようにして応援が来るまでの時間をかせぐ。 ・生徒が捕らえられた時は、侵入者に対して冷静になるように諭す。 「子供を離さない」 ↓ ・連絡を受けた職員は複数で現場へ急行。(防御に利用できる用具および携帯電話を持参) ・可能な限りの防御を行い、警察到着まで時間をかせぐ。 ・状況を携帯電話で本部に報告。 ・侵入者が逃げた時は追跡。(校外逃亡の場合は追わず、再侵入を阻止) ・校内を巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた生徒や負傷者の有無を確認する。 ・警察による侵入者の身柄確保後は全校避難場所へ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者が出た場合に備えて準備 <負傷した生徒がいる時> ・現場へ急行し、状況確認・応急処置(救命を最優先) <li style="text-align: center;">↓ ・状況を本部へ報告(携帯電話等) <li style="text-align: center;">↓ ・救急車要請の判断(119通報) <li style="text-align: center;">↓ ・救急車搬送時は生徒に付きそい、搬送先から連絡を入れる。 <li style="text-align: center;">↓ ・負傷者搬送先および状況の確認

体育活動中の事故防止のための指導

熱中症の予防

1. 授業に参加するにあたり、体調の状態を聞くことを徹底する。
2. こまめに水分を補給する。
3. 徐々に暑さに慣らせ、急激に負荷のかかる運動は避ける。
4. できるだけ気温に適した服装を着用するように促し、直射日光は帽子で避ける。
5. 暑さに弱い人は特に注意する。

プールの安全監視

1. 水泳指導中は、監視に当たる職員を十分に配置する。
2. 監視に当たる職員は、プールの全体が見える場所に位置し、特にプールの底、排水口及び、その周辺に注意して監視する。
3. 水泳指導中は、救助法、人工呼吸等ができる職員を配置する。
4. プールサイドには緊急事態に備え、救助、救急用品をそろえておく。

水泳の事故防止

1. スタートは、「水中からのスタート」とする。
2. 泳ぐ方向は、一方通行を守る。
3. プールの構造を十分踏まえて、活動場所やコース分けを守る。
4. プールサイドのすべての行動は、安全を最優先する。
5. 排水口・循環口には、近づかない。
6. シャワーをしっかりと浴びて、体を清潔にする。

水泳指導時における施設管理と安全指導について

1. プール全体の安全点検を行う。→ 使用開始時・使用時・使用終了後
 2. 排(環)水口の点検
 3. プール水槽内の点検
 4. 付帯設備等の整備・点検
 5. プールサイドの清掃及び周囲の整備
- ★水泳指導においては、万が一に備え、救命具(担架・AED等)の準備や設置場所の確認をする。危険な状態が予測される場合は、直ちに使用を中止するか、事故等が起きないように応急措置を行う。

地震発生時の避難について

「地震に対する教職員の意識向上・改善のため、様々な機会を通して教職員の防災意識を高め、もしもの場合に備えていきたいと思い、危機管理マニュアルにこの付則を追記しています。

教職員には、地震を感知したと同時に安全確保のための初期対応と、地震の揺れが収まった後、次に発生する災害から避難するための二次対応が求められます。災害が起こった時に、教職員の的確な指示はもちろん大事ですが、生徒自らが判断し安全を確保することが必要です。日頃の指導や訓練により、生徒が自身の命を守るための判断力・行動力を養っていくことが安全確保につながります。

Ⅰ 地震に対する教職員の意識向上・改善

(1) 事前準備

- ・ 学校の緊急連絡に関するマニュアルは、電話やFAX、メール等が使える前提で作られている。災害時では、そのような連絡手段が使えないことを想定して、あらかじめ準備しておく必要があります。
- ・ 地震発生時の下校方法や学校に待機させる等の対応をあらかじめ決めておきます。保護者等の帰宅が困難な場合には、生徒を学校で待機させるなどの対応も必要になってきます。その際には、事前に保護者とルールを決めておくなどの対応が必要です。また、特別な支援を必要とする生徒等の配慮事項についても全教職員で共通理解を図っておくことが必要です。
- ・ 地震発生から二次対応までを「命を守る」、その後の対応については「立て直す」として考えます。二次対応については、避難行動中にマニュアルを持って避難することが難しい状況も考えられますので、対応の優先順位を考え、単純で分かりやすい内容が求められます。

(2) 初期対応

- ・ 地震発生時には、生徒が恐怖を感じて動けなくなったり、パニック状態になることも考えられます。教職員は落ち着いて「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」安全な場所を素早く判断し、適切に指示することが求められます。教師自身が落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものとはどんなものなのか校舎内の非構造部材について把握しておくことが必要になります。
- ・ 耐震化が図られている建物では、地震動によって建物が倒壊する危険性は低く、慌てて建物の外へ飛び出すような行動はかえって危険です。
- ・ 地震によって火災や液状化、土砂災害の被害が発生することも想定し、避難経路については複数の経路を設定しておくことが必要です。
- ・ 災害が発生する時間帯についても考慮し、発災時間帯別に対応の流れを整理しておくことも必要です。

(3) 二次対応

- ・ 津波、火災、余震など考えられる二次災害について、あらかじめ教職員が理解しておくことが重要です。
- ・ 素早い情報収集が重要になります。ラジオ、テレビ(ワンセグ携帯)、広報無線、インターネット、電話、FAXなどの情報ツールだけでなく、電池式ラジオからの情報収集が有効です。

2 避難訓練の方法等

地震発生時の基本行動は、どこにいても、どのような状況でも「上からものが落ちてこない」「横からものが倒れてこない」「ものが移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保することです。教師の指示を待たずに生徒が自ら判断し行動できるよう繰り返し訓練することが大切です。

とはいえ、避難訓練の実施時期、開催単位については、毎年同じになりがちです。実施の時期や回数は、季節や行事等との関連、地域の実態を考慮して毎年見直しを行い、その都度決定すべきです。開催単位も、学校全体だけでなく、学級単位や部活動単位で実施することや地域・家庭と連携して実施することも考えられます。

また、地震の揺れて停電する場合もあることから、校内放送で「地震が発生したので机の下に入りなさい」と指示することによって避難行動を促す訓練が、実際に地震が発生したときの危機管理に見合っていないこともあります。このような理由から、いつ、どこにいても、自分の判断で、自分の身を守ることでできる生徒を育成することが求められます。

(1) 「揺れたら」(初期対応)の訓練

- ・ 教師自身が落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものとはどんなものなのか、校舎内の非構造部材について把握しておくことが必要になります。
- ・ 耐震化が図られている建物では、地震動によって建物が倒壊する危険性は低く、慌てて建物の外へ飛び出すような行動はかえって危険です。
- ・ 緊急地震速報の報知音を利用した訓練をこれまで同様行っていくべきです。

(2) 「揺れが収まったら」(二次対応)の訓練

- ・ 地域によっては、地震発生後から津波が到着するまでの時間が短いところもあり、訓練によって避難が完了するまでの時間を想定し、データとすることはとても重要なので、これまで同様に毎回計測すべきです。
- ・ 本校では、立地条件を考え、津波以外の二次災害を想定した訓練も行うべきです。

(3) 避難訓練実施上の留意点

- ・ 実施の時期や時間帯は、毎年同じ、授業時間中にあらかじめ予告した上で行うだけではなく、休憩時間中や清掃中、さらに部活動中の場合なども想定し、学校の状況に応じて様々変えて行うべきです。
- ・ 特別な支援を必要とする生徒が在籍している場合には、その特徴や個別の配慮事項について全教職員で共通理解を図り、それを想定した訓練が必要です。

(4) いろいろな避難訓練

緊急地震速報に対応する訓練

…緊急地震速報の音源を利用し、直後にやってくる大きな揺れに対して、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練が必要です。また、担任や授業者の指示下にいない場合(休み時間や清掃時間など)を想定した訓練も必要です。

地震動終息後、より安全な場所に移動する訓練

…耐震化された校舎では、地震動直後に倒壊する危険性が低いと考えられます。しかし、引き続き強い余震が発生した場合には壁などが落下する危険や、火災などの二次災害も考えられます。これらを想定し、より安全な場所に素早く移動し、集合する行動訓練。季節や天候による適切な場所の設定についても考えておくべきです。

地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状 パ タ ー ン	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	<p>臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登 校 中	<p>児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在 校 時	<p>地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>児童・生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下 校 中	<p>児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休業とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

弾道ミサイル発射・落下時の対応

Jアラート防災無線のメッセージ

ミサイル発射。ミサイル発射。弾道ミサイルが発射された模様です。建物の中、または地下に避難してください。

直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、または地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。

避難指示の例

グラウンドにいる生徒の皆さんは、校舎内に避難して安全を確保してください。

校舎内にいる生徒の皆さんは、窓から離れ、机の下に隠れるなど安全を確保してください。

学校安全計画

	重点目標	保健関連行事	保健管理		保健教育
			対人	対物	
4月	安全に登下校する	入学式 始業式	保健調査(健康の記録) 家庭環境調査、修学旅行前健康調査 避難経路の確認	通学路の確認 学校設備の点検 机、椅子の点検整備	登下校の安全指導 交通安全指導
5月	安全に登下校する 基本的な生活習慣の 確立を図る 校外学習、修学旅行 を安全に行う	校外学習 (2年) 修学旅行 (3年)	校外学習に向けて事前学習 (2年) 修学旅行に向けて(3年)	安全点検	登下校の安全指導 修学旅行前の安指導 熱中症の予防指導
6月	緊急事態への対応	避難訓練	プール学習前健康調査	安全点検 プールの水質検査	登下校の安全指導熱 中症の予防指導
7月	夏休みを安全に過 ごす	終業式 薬物乱用防止 非行防止	プール学習における安全管理 について 薬物乱用防止、非行防止教室	プールの水質検査 ワックスがけ 安全点検	登下校の安全指導光 化学スモッグ発生時 の指導 熱中症の予防指導
8月	夏休みを安全に過 ごす	始業式		プールの水質検査 安全点検	夏季休業中の健康 指導
9月	文化祭を安全に行う	文化祭	文化祭準備、当日の安全管理	安全点検 防災機器点検	光化学スモッグ発生 時の指導 交通安全指導
10月	ケガの予防 地震発生時の対応 体育祭を安全に行う	避難訓練 体育祭	体育祭の準備当日の安全管理	安全点検 ワックスがけ	登下校の安全指導
11月	防寒着(具)のルー ル	校外学習 (1年)	防寒着(具)のルールについて 校外学習に向けて事前学習	安全点検	登下校の安全指導イ ンフルエンザの予防
12月	冬休みを安全に過 ごす	終業式	感染症対策	安全点検 ワックスがけ	登下校、冬季休業中 の安全指導
1月	冬休みを安全に過 ごす	始業式	感染症対策	環境衛生検査 (空気、照度)	学校安全とケガ防止 登下校の安全指導
2月	交通ルールを守る		感染症対策	安全点検	登下校の安全指導
3月	1年間の生活を反 省する・自分の安全 行動を振り返る	卒業式 修了式	避難経路の確認 1年間けがの状況調査	安全点検、ワックスが け・学校備品の安全 点検整備	登下校、春季休業中 の 安全指導